



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 パラマウントベッドホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 木村 恭介
(コード番号 : 7817 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 北原 義春
(TEL 03-3648-1100)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

1. 当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①グループ企業行動憲章について、当社グループの役職員への浸透を図るとともに、広く社会に明示・伝達し、社会から信頼される企業風土を育てる。
- ②当社は、企業行動憲章のほか、コンプライアンス基本規程に基づき、当社グループの法令定款違反の未然防止を図る。
- ③当社は、コンプライアンス担当部門を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ④当社は、当社グループの法令定款違反その他コンプライアンス違反についての内部通報システムとして、社内及び社外（第三者機関等）に通報窓口を設置し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- ⑤当社は、内部監査担当部門を設置し、当社グループの各部門を対象に内部監査を計画的に実施する。
- ⑥当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力からの不当要求等に対しては、断固として屈することなく、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報については、社内規程に基づき適切に保存及び管理することとする。取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧することができる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、リスク管理基本規程に基づき、当社グループのリスク管理を行う。当社は、グループ会社の規模や性質等に応じて、リスク管理規程を制定させるなどの必要な体制を整備させる。
- ②事業継続計画を策定し、地震その他の災害リスクに備えた体制の整備を行う。

③当社は、当社グループに重大なリスクが発生もしくは発生するおそれがある場合には、リスク管理基本規程に基づき、対策本部を設置し、必要に応じて外部の専門家（顧問弁護士・税理士等）の指導・助言を受け、迅速な対応を行うとともに、損害の拡大防止・抑止に努める。

4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会を原則として毎月1回開催し、法令で定められた事項のほか、経営上重要な事項について議論し、意思決定を行う。
- ②当社は、グループ経営会議を原則として毎月1回開催し、グループ会社の事業計画の遂行状況や経営上の重要事項を報告させるとともに、議論を行い経営活動の最適化を図る。
- ③当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に対する経営管理体制を整備するとともに、グループ会社の経営上の重要事項を、当社との相談又は報告事項とする。
- ④当社は、当社が直接経営管理を行うグループ会社との間で経営指導契約を締結するなどにより、経営指導及び管理並びに間接業務（財務・人事・総務・法務等）のサポートを行う。
- ⑤当社は、社内規程に基づき、業務及び権限の分担を行い、効率的に個々の業務を遂行する。当社は、規模や性質等に応じて、これに準拠した体制を整備させる。

5. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき職員の任命、異動等については、監査役会規則に基づき、監査役会の意見を尊重して決定するものとし、その独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。
- ②監査役より職務の命令を受けた当該職員は、その職務について、取締役の指揮命令を受けない。監査役会は、監査役会規則に基づき、取締役に対し、必要に応じて当該職員の独立性及び当該職員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制等の整備を要請することができる。

6. 当社グループの役職員が監査役に報告をするための体制等

- ①当社グループの役職員（これらの者から報告を受けた者を含む。以下、本項において同じ。）は、監査役に対し、当社グループのコンプライアンス、リスク管理、内部通報の運用状況等について定期的に報告する。
- ②当社の内部監査担当部門は、監査役に対し、当社グループの内部監査結果について報告する。
- ③当社グループの役職員は、監査役に対し、以下の事項についてすみやかに報告する。
 - ア 当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - イ 当社及びグループ会社に重大な法令定款違反のおそれがある事項
 - ウ その他監査役会が求めた事項
- ④当社及びグループ会社は、当社グループの役職員が上記①から③の報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行ってはならない。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われるため、上記に掲げるほか、以下の体制を確保する。

- ①監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
- ②監査役は、重要な会議の議事録、稟議書類その他の重要書類を、いつでも閲覧をすることができる。
- ③監査役は、定期的に会計監査人による監査報告を受ける。
- ④監査役は、必要に応じて代表取締役と会合を持ち意見交換を行うことができる。
- ⑤当社は、監査役からその職務の執行に係る費用等について請求があった場合、職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

以上